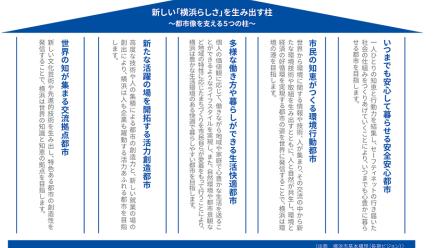


横浜市が目指す都市の姿

横浜市の目標すべき都市の姿は、2006(平成18)年6月に制定され、おおむね2025年までを展望した横浜市基本構想(長期ビジョン)に示されています。

横浜市基本構想(長期ビジョン)とは、市民全体会で共有する横浜市の将来像であり、その実現に向けて、横浜市を支えるすべての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となるものです。

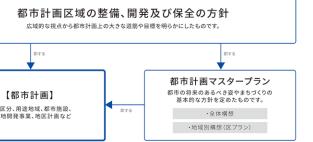
●都市計画……市民力と創造性により新しい「横浜らしさ」を生み出す都市



●都市計画の枠組み

横浜の都市は、多様な顔を持っています。また日々変化しています。その変化の幅に捉え、全体として調和のとれたまちづくりを行なうには「都市計画」が必要になります。「都市計画」とは、市民の健全な発展・移転ある調整がされるように、土地利用や都市計画の権限、市町村事務等について統一された計画のことです。

区域分野や政策領域などの都市計画は、「横浜市基本構想」や都市計画に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などにして定められています。



都市計画情報の提供

横浜市では、都市計画情報を広く市民に向けて提供しています。

●行政地図情報提供システム「ミッパー」

「ミッパー」は、横浜市の都市計画による開発、建設・造成に関する情報です。

【ミッパー】による情報提供

- 地図View(地図表示)
- 地図(ポータルサイト)による情報
- よこはまの固定資産税評価値
- 固定資産税評価基準情報
- よこはまのまちづくり
- 道路台帳認証済み路線認定
- 防災に立寄る各種情報(指定防災度・液状化危険度など)
- だれでもマップ
- 文化財・埋蔵文化財危険度(道路)に関する情報など

●都市計画図等の販売

都市計画図(カラー)や地形図(白地図)等を市役所販売・グッズ販売と一緒に販売しています。

都市計画図	地形図	市域図	区図
横浜市全域図(縮尺1/25,000)と行楽区(縮尺1/10,000、西区と南区は2区で1図面)があり、横浜市全区域を対象とした複数の都市計画図が販売されています。	横浜市全地域の白地図です。(縮尺1/50,000)	横浜市全区域の白地図です。(縮尺1/10,000、西区と南区は2区で1図面)	行政区域の白地図です。(縮尺1/10,000、西区と南区は2区で1図面)

横浜市 建築局 企画部 都市計画課

Tel: 045-671-2657 FAX: 045-550-4913



横浜都市計画

YOKOHAMA CITY PLANNING

横浜市の概要

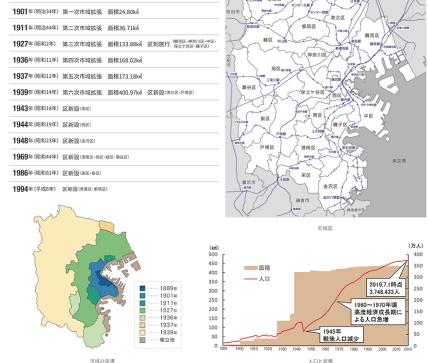
東は東京湾に面し、西は大和市、藤沢市及び東京都町田市、北は川崎市、南は鎌倉市、笠置市及び須賀川市に接しており、県内最大の市町村である横浜市が広く、県外に所在地となっています。

市域中央部には丘陵地の南側に開けた谷、高台地の東西には平原を有する盆地が広がっています。また、川河川には台地よりもむしろ丘陵地の部分に形成されています。さらに、河川には干涸湿地、沿岸低地等には海岸低地が分布しており、海沿いには湿地帯が広がっています。海岸線のほとんどが人工的な形で改修されています。

1899年に開港が施されたことで横浜が誕生し、その後、市域拡張と共に開拓地、区の新設が進み、現在は18の行政区を有する市域となっています。人口は、2019年7月時点でおよそ375万人となり、日本の市町村町田の中でも最も多い都市となっています。

また、2013年をピークに減少する傾向が見込まれています。

●市域の変遷



横浜市都市計画マスター・プラン(全体構想)

● 都市づくりの基本理念

~新しい横浜らしさの創造と持続を支える都市づくりへ
○豊富な社会や将来的な人口減少社会の見通し、環境に配慮した持続可能な都市の構築
○港、水、緑、歴史、文化など、横浜の持つ資産や環境を生かしたまちづくり
○市民生活の利便と安心を支えるとともに、国際競争力の強化を図るための基盤づくり

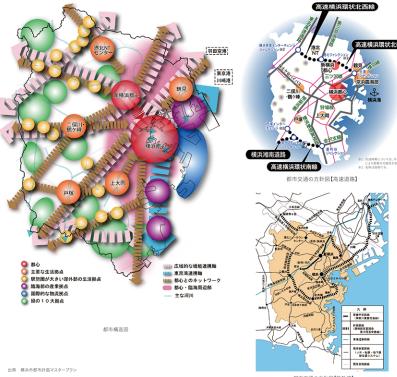
横浜市では、上記の「都市づくりの基本理念」のもと、都市づくりの課題に対応するために、「都市づくりの目標」を設定し、まちづくりを進めています。

● 都市構造の考え方

~生活圏を基盤とした集約型都市構造~

市民生活の向上と経済活性化に向けた、中心市街地の機能強化と郊外部の持続可能なまちづくり

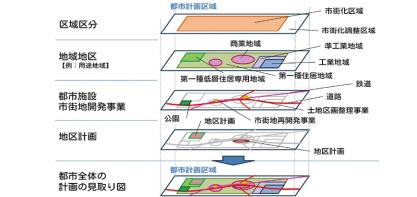
「都市づくりの基本理念」を踏まえた都市構造においては、人口減少社会を見据えた市街地のコンパクト化を推進します。



都市計画の体系

「都市計画マスター・プラン」には将来のまちの姿が描かれていますので、それを実現するために具体的な「都市計画」を定めていく必要があります。「都市計画」によって、土地の利用が規制・誘導され、また、道路や公園などの都市の骨組みを構成していく仕組みが決まっています。

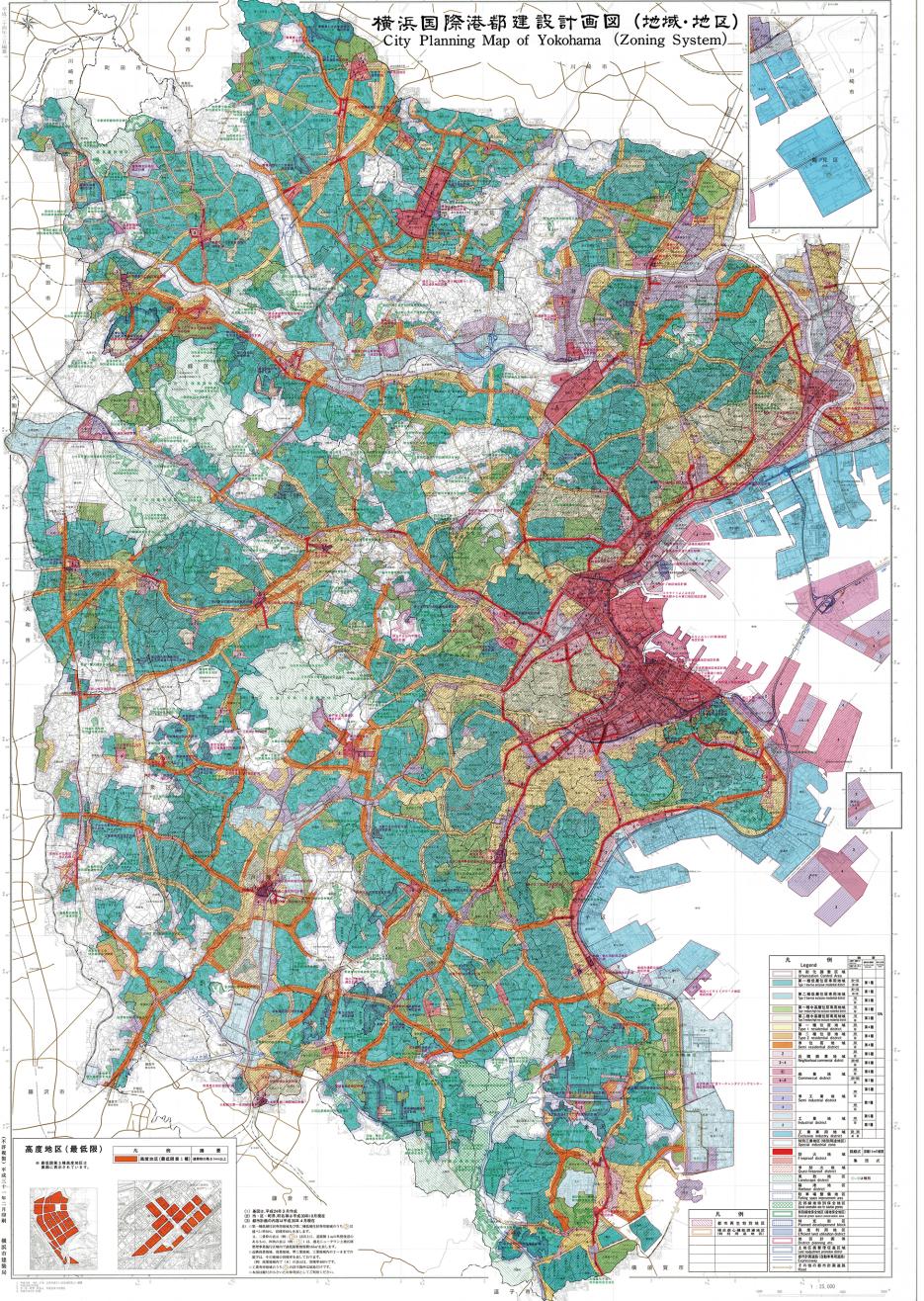
都市計画の構成イメージ



主な都市計画の内容

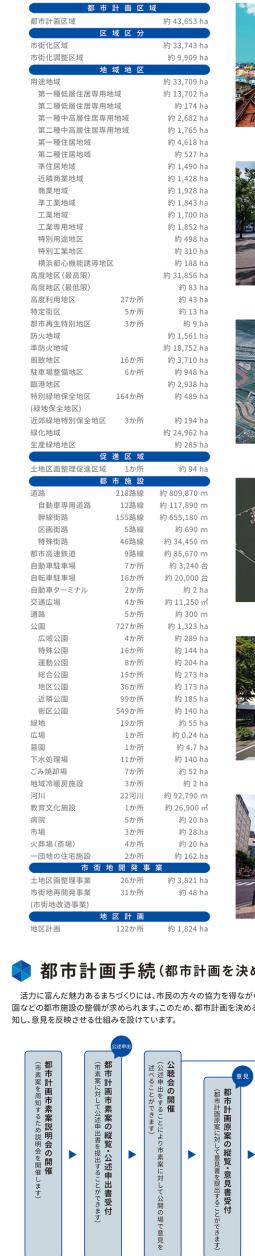
都市計画には、目的す土地利用の目的により様々な内容を定めることができます。

区域区分	既存的な市街化を計り、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分することによって「計画的」といわれています。 「市街化区域」は、既存の市街地で、既に開発されている区域あるいは既存の市街地に接する区域を指すとされています。市街化調整区域は、既存の市街地を保護するための区域です。
地域地区	横浜市は面積広大な市域であり、その利用目的の多様性による分離化を図り、建築規制等必要な制限を設すことにより、土地の利用などを統一的に規制する制度又は区域のことです。地籍地区は、代表的な公用地地区と並ぶ市街地地区で、市街地地区は、市街地内に設けられています。
都市施設	沿岸部の港湾と並び、市街地内を構成する土地区画整理事業による市街地の土地区画や交通網などに対応するため、既存の市街地を再開発する制度です。都市施設には、鉄道駅、都心直結駅、公園、河川などの施設が定めることができます。
地区計画	ある一定のまちを持った市街地に対する、地区の特性に合ったより細かい規制を行なう都市計画の制度です。地区計画は、土地の所有者たちの意見が反映となって話し合い、考え方を話し合いながら住民に適応したまちづくりの計画として定めることができます。



都市計画決定一覧

(2019年1月1日時点)



※本件のみ別途申請を行なう。他の事項は市営地下鉄等に該当する。